

伸びゆく永平寺町民運動推進協議会 助成対象経費基準表

科目	助成対象経費内容	単価の限度額	提出する証拠書類	備考
謝金	講師謝金等	30,000円	領収書	・イベントに出場を依頼した団体、個人を対象とし、団体・個人の別なく一律とする。
消耗品費	事務用品 コピー用紙等	10,000円	領収書	・活動に直接必要な消耗品費に係る経費 ・筆記用具・フィルム、インク、バインダー等の消耗品 ・参加者への記念品、土産、参加者個人へ配布する抽選会などの景品等は対象外(祭事の飲食関係は対象外) ・催事の飲食関係は対象外
燃料費	作業等に必要機材や車両等		請求書・領収書	・ガソリン・軽油等
食糧費	会議時等のお茶代		請求書・領収書	・会議時のお茶代は対象 ・事業参加者へのお茶は対象 ・弁当代・菓子代・酒代・おつまみ代等は対象外 ・加工された食材(お惣菜)は対象外
印刷製本費	ポスター等の広報啓発物作成費 プログラム、配布資料作成費		見積書・請求書 領収書	・事業を実施する上で、直接必要な印刷物
通信運搬費	事業案内文書送送料 広報啓発物送送料		請求書・領収書	・当該事業関係経費と証明できるもののみ ・振込手数料は対象外
保険料	傷害保険料		領収書	・傷害保険料のみ ・賠償責任保険料は対象外
借料および 損料	会場借料 会議室借料 その他		施設所有者等の発行する領収書	【対象とするもの】 ・体育館、グラウンド等の施設使用料 ・事業実施に必要な一時的に利用する機材等の借上料(1事業3万円上限) 例:スポーツ用具、マイク、スピーカー、机、椅子等 【対象としないもの】 ・申請地区が管理する施設使用料は対象外 ・事業終了後の反省検討会等は対象外 ・物品損壊等に伴う賠償金は対象外
原材料費	事業に必要な原材料費		請求書・領収書	・材料費・花苗等
備品購入費	事業を実施する上で必要とされる 備品の購入費	50,000円	見積書(納品書)・請求書 領収書	・備品となる汎用機器(パソコン・プロジェクター等) ・事業活動に着用する衣類等(ジャンパー・帽子等) ・備品の修繕費 ・事業終了後、個人の所有となり、個人の利益となるものは対象外 ・地区で管理できるもの

※添付書類(見積書や納品書等)は、可能な限り原本を添付していただけますようお願いいたします。